

〔 目的 〕

＜第 1 条＞

この協定書は、甲_____、および、乙_____、が、相互に責任ある経営への参加を通じて、近代的な農業経営を確立するとともに、健康で明るい家庭の建設を目的とする。

〔 経営方針の決定 〕

＜第 2 条＞

甲および乙は協議のうえ年度経営計画、資金計画、施設の導入、経営規模、就業条件等、経営方針を決定する。

〔 労働協定 〕

＜第 3 条＞

労働条件については、次のとおりとする。

- (1) 甲が乙に支払う給与の対象となる労働は、農業経営に必要な直接労働および研修に関わる時間とする
- (2) 労働時間は、1日あたり8時間を原則とし、研修に関わる時間も含むものとする。農作業の繁閑に応じ両者協議のうえ、延長または短縮することができる。
- (3) 乙はその責任において毎日作業日誌を記帳し、月末に整理して甲に提出する。
- (4) 休日は日曜日、祝祭日、年末年始と夏季休暇、有給休暇 12 日以内とする。

〔 労働報酬の支払 〕

＜第 4 条＞

甲は、乙に対して、前条に基づく報酬を次のとおり支払う。

- (1) 月額、_____円とし、毎月_____日に支払う。
- (2) 甲は、労働報酬の支払については、乙の口座に振り込む。
- (3) 賞与は、第 2 条の規定による年度営農計画書を達成した場合は、1ヶ月分を支給する。
- (4) 給与の改定は、年 1 回とし、甲、乙が協議して決定する。

＜第 5 条＞

従事すべき就業内容は、第 2 条に規定する経営方針によって定める。

〔 協定期間および更新 〕

＜第 6 条＞

協定期間は、_____年 _____月 _____日 から 1 ヶ年とし、以後については、甲、乙が

協議して決定する。

[その他]

<第7条>

この協定は、家族の将来への不安を与えないことを考慮し、甲、乙の協力と責任において最善の努力をする。

<第8条>

その他、必要な事項が生じた場合は、その都度、農業委員会の意見を聞き、甲、乙が協議して決定する。

[付則]

1. この協定書は、_____年__月__日から、実施する。

2. この協定書の有効期限は実施の日から1年間とし、当事者からの申し立てが無い限り、自動的に更新されるものとする。

上記の協定を証明するため、この証書を3通作成し、甲、乙、立会人が署名・捺印して、甲、乙、および立会人が各1通を保有する。

_____年__月__日

[甲] 住所：_____

氏名：_____ 印

[乙] 住所：_____

氏名：_____ 印

[立会人] _____

_____ 印